

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月14日

【四半期会計期間】 第119期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此 下 竜 矢

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄 司 友 彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄 司 友 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第118期 第2四半期 連結累計期間	第119期 第2四半期 連結累計期間	第118期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (千円)	6,740,104	8,122,979	15,018,773
経常利益又は経常損失( ) (千円)	604,697	170,509	518,846
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失( ) (千円)	98,753	176,182	311,661
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	197,144	137,277	484,523
純資産額 (千円)	19,206,115	18,902,569	19,030,302
総資産額 (千円)	52,526,064	47,553,850	53,937,117
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( ) (円)	1.31	2.32	4.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	11.7	12.1	10.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,562,588	2,147,751	3,910,060
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	188,052	456,942	281,894
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	162,078	5,429,698	100,519
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	13,107,544	11,478,882	14,919,030

回次	第118期 第2四半期 連結会計期間	第119期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期 純損失金額( ) (円)	0.89	0.07

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第118期第2四半期連結累計期間、第118期、第119期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日時点で当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要な事象等)

前連結会計年度に引き続き当第2四半期連結累計期間においても、下記1.2.3の事象が存在しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(4) 重要事象等を解消、改善するための対応策」に記載しております。

#### 1. タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項等について

タイSECは、2017年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」)に対しGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)元最高経営責任者(CEO)であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE.LTD.(以下「GLH」という。)が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引(以下「GLH融資取引」という。)が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14~25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、2017年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

2017年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited(以下「EY」という。)から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表(2017年2月28日発表)
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表(2017年5月12日発表)
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表(2017年8月15日発表)

と3回分となります。

(なお、上記3回分の報告書につきましては、2017年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。)

また、GLは、2017年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期(2017年9月)の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることとしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

Mazars LLPによる特別監査は、2018年7月27日に監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートをGLが受け取りました。特別監査の項目は、以下のとおりです。

1. 対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
2. 対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者取引に該当するかを検証する
3. 上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法学的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、いずれの債務者においてもGLの所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことでした。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、2017年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

2017年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

GLは、上記のとおり財務諸表の内容やGLH融資取引に関する問題点を発見することができませんでしたが、GLの監査委員会でも検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し2018年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありませんでした。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、GLはGLの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、2017年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、2018年1月12日にJトラストは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

### (1) タイで開始された法的手続きについて

#### 民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、2018年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

#### GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、2018年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件 No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は2018年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは2018年4月17日に控訴申立てを行っており、2018年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申立てを受理しておりますが、2019年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されました。今後Jトラストアジアによる当該棄却に対する控訴申立てがされる可能性があります。なお、控訴審の提起の期限は2019年11月15日となっております。

#### GLの見解及び対応について

JトラストアジアのGLに対する会社更生申立訴訟につきましては2019年8月15日付で棄却されました。なお、今後Jトラストアジアによる当該棄却に対する控訴申立てがされる可能性があります。当社の業務に差し障りが出るものではありません。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書（貸借対照表）において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めておりま

す。

(2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLHに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求める控訴を行い、2018年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、1億8千万米ドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLHについては全世界の資産が対象となります。

当該資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、現時点におきましては、GLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておきませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

上記の他、GLは、2018年5月21日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起され、係争中です。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Financing Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起され、係争中です。

以上の通りであります。訴訟の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

## 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

### 1 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

#### (1) 経営成績の分析

当社グループは当第2四半期連結累計期間においては、増収減益となりました。売上高は8,122,979千円（前年同期比20.5%増）、営業利益は149,911千円（前年同期比82.8%減）、経常損失は170,509千円（前年同期は経常利益604,697千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は176,182千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失98,753千円）となりました。

主な要因といたしましては、売上高につきましては、当社グループの主要事業であるDigital Finance事業において進めておりました構造改革に伴う事業の戦略的選択の結果、一時的な減少となりました。当該構造改革につきましては一定の完了の目処がついており、今後の事業進行に伴い増収に転じることを見込んでおります。営業利益につきましては、Digital Finance事業において売上高の減少が見られたものの、それ以上に経費削減効果が寄与して同事業としての利益は拡大しました。しかしながら、Jトラスト社との裁判費用が約2億83百万円と多額に計上されたこと等が足かせとなり減益となりました。また、経常利益につきましても、スリランカ民主社会主義共和国のCommercial Credit and Finance PLCにおいて単発の会計的な調整を行ったことが減益要因となりました。四半期純利益につきましては、繰延税金資産の圧縮等の税務関連費用処理を積極的に進めたことが減益要因となっております。これらの調整につきましては、一時的なものでありますので、第3四半期以降は減益要因とならず、さらに当第2四半期連結累計期間に社債の償還を進めた結果、第3四半期以降は社債利息等で約91百万円のコストが圧縮できる見込みとなりますので、これらの事象は第3四半期以降の利益の押し上げ要因となる見込みです。今後は、好調が続くミャンマー連邦共和国に加え、タイ王国、カンボジア王国、そしてインドネシア共和国においても大きな事業拡大に向います。

当社といたしましては、短期的な景気判断や収益について一つ一つ適切に対処しつつも、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (Digital Finance事業)

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績につきましては、減収減益となりました。これは、ミャンマー連邦共和国では順調に事業拡大を図りつつ、タイ王国やカンボジア王国において事業の販売と回収両面での構造改革を進める方針を進めていることによるものです。当該構造改革の結果、収入が減少するとともに、当第2四半期連結累計期間においては持分法適用関連会社であるスリランカ民主社会主義共和国のCommercial Credit and Finance PLCにおいて単発の会計的な調整を行ったこと、また現在継続中の裁判費用などが足かせとなって、減益となったものです。

裁判費用は当面発生することは避けられませんが、スリランカ民主社会主義共和国の調整は一時的なものであり、現在ではタイ王国・カンボジア王国での販売と回収において構造改革が進み、今後の拡販と利益増への準備が整いつつあります。これらの対応につきましては、当事業の今後の成長並びに利益向上のために必要な戦略的行動であると考えております。

また、当事業では、より高収益な企業体質を目指し、中期経営計画を発表して、全グループにおいて売上高拡大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、リソースの再配分と新規獲得を進めることで、A．短期的には利益率向上、B．中期的には2020年以降の強い成長、C．長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいることにしておりましたが、このうちAは終わりに近づきB段階に移ったと考えております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は4,188,954千円（前年同期比13.8%減）となり、セグメント利益（営業利益）は477,903千円（前年同期比59.7%減）となりました。

#### (スポーツ事業)

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当事業は、創業事業でありますアカエムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラブ再生事業を柱としております。

減収減益の理由につきましては、主に当第2四半期連結累計期間において新規参入事業者との競争によりソフトテニスボールの販売が低調に推移したこと、及びウェアの販売施策が売り上げに結びつかず低調に推移したこと

よるものです。第3四半期以降につきましては、各種販促施策を継続的に展開し、販売のテコ入れを行っていく予定です。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は622,778千円（前年同期比15.6%減）となり、セグメント利益（営業利益）は62,318千円（前年同期比33.6%減）となりました。

今後につきましては、2018年に5か年計画として発表いたしましたアクセルプラン「再発進」で掲げた5大戦略に基づき、サービス向上と直販売上の増大を通じ粗利益の拡大を目指し利益貢献を果たしてまいります。

#### （コンテンツ事業）

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績につきましては、売上高回復の兆しが見えております。しかしながら、日本の出版業界は、低調な事業環境から未だ脱却しきれておらず、当事業の構造改革を進めております。そのため、アジアへの事業拡大を図ることで長期的展望を開きつつ、国内においては支出の削減を積極的に進めております。このため前期に比べ国内の売上の増加が顕著に見られますが、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

今後も、中期経営計画アクセルプラン「再発進」に基づいて、アジア市場においては同事業を大きく伸張させ利益貢献を果たしてまいります。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は184,529千円（前年同期比3.7%減）となり、セグメント損失（営業損失）は48,801千円（前年同期はセグメント損失59,605千円）となりました。

#### （ゴム事業）

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であります。海外事業におきましては、マレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、モンゴル国などにおいても活動を継続しております。

減収減益の理由につきましては、主に当第2四半期において日本国内の機械設備向けのゴム部品、及びゴムライニング防食施工の受注が低調に推移したことによるものです。一方で、第3四半期以降につきましては、ゴムライニング防食施工の大型現地工事を受注しており、またゴム部品等の単価アップが実施されることから回復の兆しが見えております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は797,443千円（前年同期比7.4%減）となり、セグメント損失は67,527千円（前年同期はセグメント損失54,089千円）となりました。

今後は、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセルプラン「再発進」に基づき、継続してアジア地域での売上の拡大を図ってまいります。

#### （食品事業）

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、和菓子等、とりわけ大福餅等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。当第2四半期連結累計期間における業績につきましては、まず売上高は、販売効率を考慮し商品アイテムを厳選する戦略を進めておりましたが、冷夏の影響によりわらび餅に代表される涼味和菓子等の販売が低調に推移し減収となりました。また、収益面は、人件費単価の上昇、運送費の上昇、原材料価格の上昇などコスト増の影響により減益となりました。今後は当社主力商品のマイナーチェンジによる拡販、SNSを活用した当社商品のブランディングに注力し、中期経営計画アクセルプラン「再発進」に基づく新たなブランド投入などを通じて業績の回復を図ってまいります。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は2,328,973千円となり、セグメント利益（営業利益）は22,428千円となりました。

なお、当事業は前連結会計年度の第3四半期連結会計期間からの参入となったもので、それ以前の損益は持分法による投資損益に含まれておりましたので、比較すべき前年同期の業績はございません。

## (2) 財政状態の分析

## (資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産残高は、47,553,850千円（前連結会計年度末比6,383,266千円減）となり、流動資産は、36,941,287千円（前連結会計年度末比5,571,491千円減）、固定資産は、10,612,563千円（前連結会計年度末比811,775千円減）となりました。

流動資産減少の主な原因は、Digital Finance事業における営業貸付金等の回収が進んだことによる現金及び預金の増加要因がございましたが社債の償還といった減少要因による現金及び預金の減少（前連結会計年度末比3,440,180千円減）及び営業貸付金の回収が進んだことによる営業貸付金の減少（前連結会計年度末比2,155,692千円減）の減少要因があった一方で、営業貸付金等の減少に伴う貸倒引当金の減少（前連結会計年度末比382,683千円減）といった増加要因によるものです。

固定資産減少の主な原因は、売却等による土地の減少（前連結会計年度末比330,864千円減）、減価償却等によるのれんの減少（前連結会計年度末比191,979千円減）及び持分法投資損失等の計上による関係会社株式の減少（前連結会計年度末比194,514千円減）によるものです。

## (負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債残高は、28,651,280千円（前連結会計年度末比6,255,534千円減）となり、流動負債は、13,306,183千円（前連結会計年度末比5,487,729千円減）、固定負債は、15,345,097千円（前連結会計年度末比767,804千円減）となりました。

流動負債減少の主な原因は、未払利息増加による未払費用の増加（前連結会計年度末比445,442千円増）といった増加要因があった一方で、償還による1年内償還予定の社債の減少（前連結会計年度末比5,242,500千円減）及び未払法人税等の減少（前連結会計年度末比377,245千円減）といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因は、返済による長期借入金の減少（前連結会計年度末比260,040千円減）及び為替等の影響による転換社債の減少（前連結会計年度末比512,070千円減）によるものです。

## (純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産残高は、18,902,569千円（前連結会計年度末比127,732千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、親会社株主に帰属する四半期純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比176,182千円減）といった減少要因、為替換算調整勘定の増加（前連結会計年度末比49,967千円増）の増加要因によるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,440,148千円減少し、11,478,882千円（前年同期比1,628,662千円減）となりました。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、2,147,751千円（前年同期は1,562,588千円の増加）となりました。これは、主にDigital Finance事業における営業活動が堅調に推移したことによる営業貸付金の減少2,483,226千円（前年同期は283,147千円の減少）、社債利息476,240千円（前年同期は462,874千円）の計上による増加要因、非資金勘定として計上された貸倒引当金の減少491,732千円（前年同期は393,082千円の増加）、利息の支払291,112千円（前年同期は224,587千円）、法人税等の支払420,428千円（前年同期は87,847千円）の減少要因による資金の増加によるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は、456,942千円（前年同期は188,052千円の減少）となりました。これは、主として有形固定資産の売却による資金の増加453,057千円及び貸付金の回収による資金の増加52,016千円（前年同期は貸付けによる104,247千円の減少）の増加要因、有形固定資産の取得による資金の減少40,734千円（前年同期は53,960千円の減少）減少要因によるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、5,429,698千円（前年同期は162,078千円の増加）となりました。これは、主として短期借入による資金の増加43,104千円（前年同期は205,043千円の増加）の増加要因、社債の償還による資金の減少5,151,039千円（前年同期は16,000千円の減少）、長期借入金の返済等による資金の減少337,391千円（前年同期は239,349千円の減少）の減少要因によるものであります。



(4) 重要事象等を解消、改善するための対応策

事業等のリスク「1. タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項等について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSEC及びタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

事業等のリスク「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等を踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反した事実がないことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は無効と考えております。

事業等のリスク「3. Jトラストアジアによる訴訟提起について」に記載した事項に関しましては、Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきまして、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は17,136千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,293,426	76,293,426	東京証券取引所 (市場第2部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 単元株式数は100株でありま す。
計	76,293,426	76,293,426		

(注) 提出日現在発行数には、2019年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月30日		76,293,426		5,651,394		1,692,024

## (5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
A.P.F.Group Co.,Ltd.	Palm Grove House, P.O.Box438, Road Town,Tortola, British Virgin Islands	44,324	58.44
明日香野ホールディングス株式 会社	大阪府八尾市老原7丁目85-1	3,840	5.06
山田 紘一郎	東京都中野区	1,000	1.32
和辻 潤治	兵庫県尼崎市	513	0.68
此下 竜矢	東京都中央区	384	0.51
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	327	0.43
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	25 BANK STREET CANARY WHART LONDON UK	219	0.29
戸谷 雅美	東京都目黒区	214	0.28
鈴木 到	東京都墨田区	210	0.28
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14-1	206	0.27
計		51,240	67.56

(注) 1 上記の他、証券保管振替機構名義の株式が5千株あります。

2 上記の他、当社所有の自己株式444千株があります。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 444,700		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,817,800	758,178	同上
単元未満株式	普通株式 30,926		同上
発行済株式総数	76,293,426		
総株主の議決権		758,178	

(注) 「完全議決権株式数(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,900株(議決権59個)含まれております。

## 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭和ホールディングス(株)	千葉県柏市十余二348番地	444,700		444,700	0.58
計		444,700		444,700	0.58

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	14,930,363	11,490,183
受取手形及び売掛金	2, 3 1,594,270	2, 3 1,357,031
営業貸付金	31,460,894	29,305,201
商品及び製品	238,330	234,196
仕掛品	216,109	220,814
原材料及び貯蔵品	354,135	302,425
未収入金	1,001,808	929,562
短期貸付金	591,582	592,977
その他	1,539,706	1,540,634
貸倒引当金	9,414,422	9,031,739
<b>流動資産合計</b>	<b>42,512,778</b>	<b>36,941,287</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	365,694	332,111
機械装置及び運搬具（純額）	118,177	105,586
工具、器具及び備品（純額）	117,635	104,723
土地	641,286	310,422
リース資産（純額）	0	17,264
建設仮勘定	1,047	1,059
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,243,841</b>	<b>871,166</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	1,750,572	1,558,593
その他	440,040	403,891
<b>無形固定資産合計</b>	<b>2,190,612</b>	<b>1,962,485</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,377,464	2,394,728
関係会社株式	4,464,169	4,269,654
長期貸付金	130,685	85,110
長期未収入金	158,524	161,639
破産更生債権等	38,559	31,822
差入保証金	405,011	426,688
繰延税金資産	459,131	430,141
その他	50,011	53,003
貸倒引当金	93,674	73,877
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>7,989,884</b>	<b>7,778,911</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>11,424,338</b>	<b>10,612,563</b>
<b>資産合計</b>	<b>53,937,117</b>	<b>47,553,850</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 790,211	3 562,458
短期借入金	852,752	898,719
1年内返済予定の長期借入金	218,990	150,678
1年内償還予定の社債	5,242,500	-
1年内償還予定の転換社債	7,781,734	7,698,528
未払法人税等	410,105	32,860
未払消費税等	70,919	29,450
未払費用	2,566,289	3,011,732
賞与引当金	136,856	193,385
その他	3 723,552	3 728,369
流動負債合計	18,793,913	13,306,183
固定負債		
転換社債	14,547,724	14,035,653
長期借入金	348,911	88,870
繰延税金負債	150,592	146,139
退職給付に係る負債	459,048	451,453
資産除去債務	534,757	537,876
その他	71,867	85,102
固定負債合計	16,112,901	15,345,097
負債合計	34,906,815	28,651,280
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,651,394	5,651,394
資本剰余金	2,723,252	2,723,252
利益剰余金	2,447,148	2,623,330
自己株式	23,684	23,691
株主資本合計	5,903,814	5,727,625
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,610	8,618
為替換算調整勘定	10,039	39,927
その他の包括利益累計額合計	428	48,545
新株予約権	86,634	85,426
非支配株主持分	13,040,282	13,040,972
純資産合計	19,030,302	18,902,569
負債純資産合計	53,937,117	47,553,850

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	6,740,104	8,122,979
売上原価	2,014,850	3,649,008
売上総利益	4,725,254	4,473,971
販売費及び一般管理費	1 3,852,012	1 4,324,059
営業利益	873,241	149,911
営業外収益		
受取利息	98,143	165,817
受取配当金	791	912
為替差益	-	56,330
持分法による投資利益	139,736	-
貸倒引当金戻入額	1,896	-
その他	18,073	56,384
営業外収益合計	258,641	279,445
営業外費用		
支払利息	8,740	8,255
社債利息	462,874	476,240
社債発行費	25,481	-
為替差損	21,964	-
訴訟関連費用	6,600	48,398
持分法による投資損失	-	25,422
貸倒引当金繰入額	-	30,713
その他	1,523	10,834
営業外費用合計	527,184	599,866
経常利益又は経常損失( )	604,697	170,509
特別利益		
固定資産売却益	-	111,234
投資有価証券売却益	-	2,010
新株予約権戻入益	332	13,110
特別利益合計	332	126,354
特別損失		
貸倒引当金繰入額	5,764	-
特別損失合計	5,764	-
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	599,265	44,154
法人税、住民税及び事業税	342,031	45,218
法人税等調整額	144,107	178,237
法人税等合計	197,923	223,456
四半期純利益又は四半期純損失( )	401,341	267,610
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失( )	500,094	91,428
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	98,753	176,182



## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	401,341	267,610
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	743	785
為替換算調整勘定	171,044	102,873
持分法適用会社に対する持分相当額	33,896	28,246
その他の包括利益合計	204,196	130,333
四半期包括利益	197,144	137,277
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	168,227	126,428
非支配株主に係る四半期包括利益	365,372	10,848

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	599,265	44,154
減価償却費	97,495	115,122
新株予約権戻入益	332	13,110
のれん償却額	68,205	82,989
貸倒引当金の増減額( は減少)	393,082	491,732
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	2,722	8,603
賞与引当金の増減額( は減少)	199,679	53,596
受取利息及び受取配当金	98,934	166,729
支払利息	8,740	8,255
社債利息	462,874	476,240
為替差損益( は益)	4,952	12,812
持分法による投資損益( は益)	139,736	25,422
固定資産売却損益( は益)	-	111,234
投資有価証券売却損益( は益)	-	2,010
貸倒引当金繰入額	5,764	-
売上債権の増減額( は増加)	133,768	241,815
営業貸付金の増減額( は増加)	283,147	2,483,226
たな卸資産の増減額( は増加)	111,514	53,455
仕入債務の増減額( は減少)	138,524	299,192
その他	477,562	285,872
小計	1,777,819	2,702,040
利息及び配当金の受取額	97,203	157,251
利息の支払額	224,587	291,112
法人税等の支払額	87,847	420,428
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,562,588	2,147,751
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	53,960	40,734
有形固定資産の売却による収入	-	453,057
無形固定資産の取得による支出	49,243	1,179
投資有価証券の取得による支出	211	380
投資有価証券の売却による収入	-	10,621
貸付金の増減額( は増加)(純額)	104,247	52,016
差入保証金の増減額( は増加)	19,673	16,459
その他	63	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	188,052	456,942

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	205,043	43,104
長期借入れによる収入	531	4,201
長期借入金の返済による支出	239,349	337,391
社債の償還による支出	16,000	5,151,039
転換社債の発行による収入	200,000	-
新株予約権の発行による収入	12,778	-
自己株式の取得による支出	11	7
ファイナンス・リース債務の返済による支出	913	2,696
その他	-	14,130
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>162,078</b>	<b>5,429,698</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,135,209	615,143
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,671,824	3,440,148
現金及び現金同等物の期首残高	10,435,720	14,919,030
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 13,107,544	1 11,478,882

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイDSIによる調査が行われております。

当社グループでは、タイSECの指摘の事実関係等について調査をするため、第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、キプロス及びシンガポール借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々連結会計年度(第117期)において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額処理し、それ以降の売上計上は取り止めております。

また、2018年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算含む2017年12月末決算を訂正しました。GLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々連結会計年度からの従前の会計処理を踏襲しております。

当連結会計年度の第2四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)6,051百万円(前連結会計年度末6,221百万円)、未収利息(流動資産 未収入金)268百万円(前連結会計年度末275百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,319百万円(前連結会計年度末6,496百万円)を設定しております。また、当第2四半期連結累計期間の関連利息収入(売上高)は 百万円(前連結会計年度の第2四半期連結累計期間百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的処置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル(当第2四半期連結会計期間末194億円(1年内償還予定の転換社債54億円及び転換社債140億円))の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGLH等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

## (1) J T Aが行っている訴訟の概要

	(GL) 損害賠償請求 訴訟	(GL) 会社更生申立 訴訟	(GLH) 損害賠償請求 訴訟	(GLH) 暫定的資産凍 結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及 び提起されるに 至った経緯	<p>J T Aは、当社連結子会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有していましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求していましたが、G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを経由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。</p>			
3. 訴訟を提起し た者の概要	<p>(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤 信義</p>	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	<p>J T Aは、タイ王国において、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>J T Aは、タイ王国において、G Lの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。</p>	<p>J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。</p>
5. 裁判の進展	係争中です。	<p>2019年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されましたが、今後J T Aによる当該棄却に対する控訴申立てがされる可能性があります。なお控訴審の提起の期限は2019年11月15日になっております。</p>	係争中です。	<p>2018年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、J T Aは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、J T Aは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っていましたが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。</p>

上記の他、G Lは、2018年5月21日付けでJ T A及びJ T Aの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起され、係争中です。

( 2 ) G Lの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、J T Aが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、J T Aによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、G L Hに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてG L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

追加情報の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に関する注記で記載のとおり、当社連結子会社であるGLとGLHは、GLが発行した転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)から、タイ王国とシンガポール共和国において、JTAの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求める訴訟を提起されており、係争中です。

当社グループといたしましては、不当な訴えであると考えており、損害賠償責任はないものと判断しております。本件につきましては、法律顧問と協議の上、対応しております。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Financing Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863(1円をIDR130.21で換算すると約27百万円)及びIDR100,000,000,000(1円をIDR130.21で換算すると約767百万円)の損害賠償を請求する訴訟を提起されておりましたが、2019年5月14日、インドネシアの裁判所はPT Bank JTrust Indonesiaの要求を棄却したものの、PT Bank JTrust Indonesiaが2019年5月16日に控訴し、係争が継続しております。

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	6,694千円	4,418千円

3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形	24,306千円	千円
受取手形裏書譲渡高	1,667 "	"
支払手形	17,406 "	"

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
給料	1,039,745千円	1,125,332千円
貸倒引当金繰入額	791,538 "	810,913 "
賞与引当金繰入額	221,562 "	117,275 "
退職給付費用	24,577 "	26,311 "
減価償却費	91,849 "	105,726 "
研究開発費	12,462 "	17,136 "
金融費用	209,404 "	208,351 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	13,118,911千円	11,490,183千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000 "	10,000 "
拘束性預金	1,367 "	1,301 "
現金及び現金同等物	13,107,544千円	11,478,882千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					
	Digital Finance事業	スポーツ 事業	コンテンツ 事業	ゴム事業	食品事業	計
売上高						
外部顧客への売上高	4,859,326	738,101	191,578	861,177		6,650,184
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	4,859,326	738,101	191,578	861,177		6,650,184
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は損失( ))	1,184,523	93,916	59,605	54,089		1,164,746

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	89,919		6,740,104
セグメント間の内部売上高 又は振替高	118,380	118,380	
計	208,299	118,380	6,740,104
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は損失( ))	112,265	179,239	873,241

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 179,239千円には、全社費用 328,899千円、その他の調整額149,659千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					
	Digital Finance事業	スポーツ事業	コンテンツ事業	ゴム事業	食品事業	計
売上高						
外部顧客への売上高	4,188,954	622,778	184,529	797,443	2,328,973	8,122,679
セグメント間の内部売上高又は振替高						
計	4,188,954	622,778	184,529	797,443	2,328,973	8,122,679
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は損失( ))	477,903	62,318	48,801	67,527	22,428	446,321

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	300		8,122,979
セグメント間の内部売上高 又は振替高	222,635	222,635	
計	222,935	222,635	8,122,979
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は損失( ))	41,723	254,685	149,911

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 254,685千円には、全社費用 257,945千円、その他の調整額3,259千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度より、食品事業を営む株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社及び株式会社明日香を連結化したことに伴い、報告セグメントの見直しを行いました。報告セグメントを従来の「Digital Finance事業」「スポーツ事業」「コンテンツ事業」及び「ゴム事業」の4事業に「食品事業」を加え5事業へ変更いたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間の比較情報として開示した前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントにより作成しており、前連結会計年度に開示した第2四半期連結累計期間に係る報告セグメントとの間に相違が見られます。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額( )	1円31銭	2円32銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	98,753	176,182
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額( )(千円)	98,753	176,182
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,555	75,848
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月14日

昭和ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 限定付結論の根拠

(追加情報)に関する注記(連結子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について)に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けた。タイSECの申立てにより、現在、タイ法務省特別捜査局による調査が行われている。会社グループではタイSEC指摘に対し第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等したが、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及び可能性等も考慮し、前々連結会計年度から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定しており、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間末における当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対する貸倒引当金は6,319百円となっている。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目及びその比較情報について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかつたため、前々連結会計年度及び前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。

これらの事項は、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する。

#### 限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE.LTD.等との係争について)に記載されているとおり、会社連結子会社G Lは、G Lが発行した180百万USドル(当第2四半期連結会計期間末194億円)の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE.LTD.から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、G L並びにG L H等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。